

栄養治療専門療法士 認定規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本栄養治療学会（以下、本学会）は定款第2章・第4条（5）に基づき、「栄養サポートチーム専門療法士」（以下、NST 専門療法士）認定資格制度の上部資格制度として「栄養治療専門療法士」認定制度（以下、本認定資格制度）を施行する。

第2条 本認定資格制度は、NST 専門療法士認定資格を有し、本学会の定める所定の条件を満たした者を、主として静脈栄養・経腸栄養・経口栄養を用いた臨床栄養学に関する優れた知識と技能を有しているとみなし、栄養治療専門療法士として認定するものである。

第3条 本学会は前条の目的達成のため栄養治療専門療法士を認定するための業務を行うとともに、より高度な栄養療法を実現するための諸制度を検討する。

第4条 本認定資格制度の認定は、以下の疾患・領域からの構成とし、各疾患・領域毎の認定として1領域のみの申請とする。ただし、申請により領域の変更は可能。

1) がん専門療法士、2) 肺疾患専門療法士、3) 肝疾患専門療法士、4) 腎疾患専門療法士、5) リハビリテーション専門療法士、6) 在宅専門療法士、7) 小児領域専門療法士、8) 摂食嚥下専門療法士、9) 周術期・救急集中治療専門療法士

第2章 認定・資格制度委員会

第5条 本学会に認定資格制度の実施および改善のための検討を行い、かつ臨床栄養学および栄養療法の進歩に即応する優秀な医療従事者育成に関する諸制度の検討を行う認定・資格制度委員会（以下、当委員会）を置く。

第6条 当委員会の構成および運営については、別に定める。

第3章 栄養治療専門療法士の認定

■第1節 栄養治療専門療法士の認定を申請する者の資格

第7条 栄養治療専門療法士の認定を申請する者は、NST 専門療法士取得後、認定期間中に次の各号の資格を全て満たす者であることを要す。

- 1) NST 専門療法士取得後、3年以上経過しており、1回以上の資格更新認定がされていること。
- 2) NST 専門療法士取得後、本認定申請時まで本学会学術集会において希望取得領域に関する1回以上発表（筆頭演者に限る）していること。
- 3) 取得領域の栄養治療専門療法士セミナー（旧・臨床栄養代謝専門療法士セミナー）、または取得領域のJSPEN 栄養マスターコースに1回以上参加していること。
- 4) 上記の必須条件を含めた別表に定める単位取得が50単位以上であること。
- 5) 申請時点で年会費を完納していること。

■第2節 栄養治療専門療法士を認定する委員

第8条 本学会理事長（以下、理事長）は理事会の議を経て、専任された本委員会委員をもって構成する。

第9条 当委員会は、栄養治療専門療法士認定に関するすべての業務を統括し、理事会に報告する。

■第3節 栄養治療専門療法士を認定する方法

第10条 栄養治療専門療法士の認定を申請する者は所定の箇所より必要事項を入力、書類を添付の上、当委員会に提出する。

提出書類

- ・本学会学術集会の筆頭演者の発表証明が可能なプログラム、抄録
- ・取得領域の栄養治療専門療法士セミナー（旧・臨床栄養代謝専門療法士セミナー）、または取得領域のJSPEN 栄養マスターコースの修了証
- ・別表に定める単位取得要件の証明が可能な写し
- ・資格有効期間内のNST 専門療法士認定証
- ・国家資格の免許証

第11条 認定を希望するものにあつては、本人から提出された認定に必要な所定の申請書類によって審査した後、審査料、認定料の納入を確認し認定証を交付する。審査料は5,000円、認定料は5,000円とする。

第12条 栄養治療専門療法士の認定は毎年1回行う。

第13条 栄養治療専門療法士の認定証

- 1) 当委員会委員長は栄養治療専門療法士として認定した氏名を理事会ならびに社員総会に報告しなければならない。
- 2) 本学会栄養治療専門療法士認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第4節の規定によりその資格を喪失した場合には、資格喪失の日を以って有効期間は終了する。
- 3) 栄養治療専門療法士認定証の再発行手数料は3,000円とする。

■第4節 栄養治療専門療法士の資格の喪失

第14条 栄養治療専門療法士は、次の各号の理由により、当委員会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) NST 専門療法士施行細則第4章に基づくNST 専門療法士の資格を更新しなかったとき。
- 2) 正当な理由を付して栄養治療専門療法士の資格を辞退したとき。
- 3) 栄養治療専門療法士の資格を取り消されたとき。
- 4) 国家資格の喪失または返上、もしくは剥奪されたとき。
- 5) 栄養治療専門療法士認定規定に基づく栄養治療専門療法士の資格を更新しなかったとき。

第15条 栄養治療専門療法士にふさわしくない行為があつたときは、当委員会、理事会の議決によって栄養

治療専門療法士の認定を取り消すことができる。

■第5節 栄養治療専門療法士の復活、再申請

第16条 第14条によって資格を喪失した者は、以下1-3の条件をもって、栄養治療専門療法士資格を復活する。なお、復活申請は、通常の資格更新申請時に行うものとする。ただし、事情により通常の更新申請が行われない場合は、別途復活申請を行うものとする。

1. 本学会の会員歴を継続しており、かつ会費を完納していること。
2. 所定の書式にて栄養治療専門療法士資格復活願を提出すること。
3. 栄養治療専門療法士資格の復活を希望する年から起算して、過去5年以内に栄養治療専門療法士資格の更新条件を満たしていること。

第17条 復活後の認定期間は改めて開始するものとする。なお、認定歴の起算は、喪失の期間を除く以前の認定期間も含めるものとする。

■第6節 栄養治療専門療法士の資格更新

第18条 栄養治療専門療法士認定証有効期間終了の1年前(*1)より資格更新業務を行う。

第19条 次の各号の条件を満たす者は、資格の更新を申請することができる。

- 1) 栄養治療専門療法士に認定されてから更新申請時期まで、引き続いて本学会会員で、会費が完納していること。
- 2) 取得領域の栄養治療専門療法士セミナー（旧・臨床栄養代謝専門療法士セミナー）、または取得領域のJSPEN 栄養マスターコースに1回以上参加していること。
- 3) 栄養治療専門療法士取得（更新）後、本認定更新申請時まで本学会学術集会において1回以上の取得領域に関する発表をしていること。
- 4) 上記の必須条件を含めた別表に定める単位取得が50単位以上であること。

第20条 栄養治療専門療法士の資格更新にあたっては、所定の箇所より必要事項を入力、書類を添付の上、当委員会に提出する。

提出書類

- ・ 本学会学術集会の発表証明が可能なプログラム、抄録
- ・ 取得領域の栄養治療専門療法士セミナー（旧・臨床栄養代謝専門療法士セミナー）、または取得領域のJSPEN 栄養マスターコースの修了証
- ・ 別表に定める単位取得要件の証明が可能な写し
- ・ 資格有効期間内の栄養治療専門療法士（旧・臨床栄養代謝専門療法士）認定証
- ・ 国家資格の免許証

第21条 資格更新審査認定料は10,000円とする。

第 22 条 資格更新業務は当委員会が行うものとする。

第 4 章 規程の変更

第 23 条 この規程は、当委員会および理事会の決議を経て変更することができる。また、施行細則についても同様の手続きを経て制定する。

第 24 条 なお、今後、認定業務が第三者機関日本栄養療法推進協議会（JCNT）へ暫時移行することも考慮に入れ、それにとまなう諸規則の変更は理事会の承認を得ることとする。

*1) 認定期間は5年間であるが、更新申請時点（更新認定年の前年の更新申請期日）で全ての更新要件を満たすこと。

附則

1. 暫定経過措置：当委員会では本認定規則施行までの間、本認定規則に定められた条件に準じて、暫定措置による臨床栄養代謝専門療法士の認定を行う。
2. 暫定認定の方法については、別に定める。
3. 本規則は、2018年11月16日より施行する。
4. 本規則は、2024年2月14日に改訂した。
5. 本規則は、2024年4月1日からの学会名称変更に伴い「日本臨床栄養代謝学会」の箇所を「日本栄養治療学会」へと改める。過去に発行した認定証・修了証は特段の手続きを行わなくても、名称の変更の前後を問わず、有効であり当会に帰属するものとして取り扱う。

別表 栄養治療専門療法士 単位取得要件 [新規／更新]

項目	※★は必須、☆はカテゴリ内でいずれか1つ必須	新規		更新	
		単位数	取得例	単位数	取得例
論文	原著論文・総説 【筆頭】	20		20	
	【共同】	10		10	
	短報・依頼論文・症例報告等【筆頭／共同】	5		5	
JSPEN 学術集会	発表 本会 【筆頭】	☆10	10	☆10	
	【共同】 ※1 大会 1 回まで	5		☆5	
	発表 支部 【筆頭】	☆10		☆10	10
	【共同】 ※1 大会 1 回まで	5	5	☆5	
	参加 本会	5	10	5	10
	参加 支部	5	5	5	10
セミナー	各領域セミナーまたは JSPEN 栄養マスターコース	★20	20	★20	20
LLL	参加	10		10	
ライブコース	合格	20		20	
必要な単位数		50	50	50	50

2024年2月14日